

2007年2月5日

厚生労働省健康局
疾病対策課長 様

社団法人日本図書館協会
事務局長 松岡 要

「公共機関、関係団体等における「ハンセン病」の語の取扱いについて」 について

標記文書の趣旨は当然のことと理解しますが、「全国各地の図書館において図書分類の項目名に「癩」の語が用いられていることは、誠に遺憾である。」との図書館に関する記述については誤解を招き、現場が戸惑うことを懸念いたします。

図書館資料の目録には、その資料の主題を表す言葉・名辞（図書館ではこれを「件名」といいます）が付与されています。あるテーマに関する資料の検索を容易にするためです。

件名付与の作業の際、一般的に「基本件名標目表」により行われます。これは当協会の編纂、刊行物であり、件名付与作業のための日本の標準ツールとなっているものです。件名となる言葉・名辞については、社会の進展に応じて、最も適切な言葉・名辞を採用するよう当協会の専門委員会が検討を積み重ね、時期を得て全面的な改訂を行っております。現在1999年改訂の第4版を出しております。

ハンセン病の件名について「基本件名標目表 第4版」では、「ハンセン病」の言葉・名辞を採用し、「癩」については「ハンセン病を見よ」と指示しております（これを「参照」といいます）。件名「ハンセン病」を検索すれば目的の資料を入手できますが、「癩」を検索すると目的の資料が見つからない、という事態を避けるためです。参照は利用者が思いつく他の言葉でも検索できるようにしておくためのものです。

標記文書では、このような参照語としての「癩」の採用や検索を許さないと捉えられかねません。これでは資料提供の機能を果たすことはできません。

現在多くの図書館は、既製のコンピュータによる目録（MARC: Machine Readable Catalog）を購入し利用しておりますが、それを作製する企業の多くが「癩」のみを付与していた時期があります。現在では「ハンセン病」を採っていますが、古い資料の件名が旧のままとなっていることや参照語にするようなシステム変更がなされていない問題があります。これら改善を図ることは進められるべきことですが、「癩」の語を無くすようなことはすべきではありません。

今回の問題については、昨年来当協会にも提起がありました。それに対しては上記のことを伝え、理解を求めてきました。同時に各図書館にも、このことを伝えてきました。件名の言葉・名辞として、何を採るかはそれぞれの図書館が自立して判断すべきものであり、慎重な対応が必要と考えるからです。

なお文書には「分類の項目名」とありますが、これは正確ではありません。分類はその資料の主題について、数字等記号で表すことにより、その所在場所を示すことを主な機能としているものです。図書館の図書の背表紙の下方に数字などを記入したラベルが貼られています。具体的にはこのことです。同一主題の図書が一箇所にまとまるようにするものです。図書館の目録には「分類の項目名」は使われません。

図書館にはハンセン病に関する資料は少なからずあり、この問題に関する正しい知識の普及に貢献しております。このたびの文書により、結果としてこのことの妨げにならないよう願うものです。格段のご配慮を求めます。